

毎月第2・4土曜しんぐうマルシェを開催します

◆しんぐうマルシェ店舗紹介 VOL.26



今回紹介する店舗は『(株) 富栄』さんです。

「地元新宮町の野菜を使って作る具だくさんのソース焼きそばや海鮮お好み焼きは、野菜たっぷりで栄養満点！昔懐かしのソース焼きそばをぜひご賞味ください」

自慢の一品 『昔懐かしい具だくさんのソース焼きそば』

こだわりポイント 『可能な限り地元新宮町の野菜を使用しています』

日時 5月10日(土)・24日(土) 午前9時30分～午後2時

場所 そびあしんぐう(芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋

※雨天中止になる場合があります。詳しくは公式ホームページ『新宮 navi』

または公式SNS『しんぐうよかとこ探検隊』をご確認ください。

※しんぐうマルシェの最新情報は、公式LINEをご確認ください。



▲しんぐうマルシェ
公式LINE



▲新宮navi
ホームページ

問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。
相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外
在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182 (開設時のみ)

子どもでも簡単に支払えるネット通販にご注意を！

事例

小学生の子どもが、2か月前に親の同意なしで子どものスマホからネット通販を利用し、洋服や文具などを購入していた。先日、コンビニ後払い決済業者から約8,000円の請求書が届いた。今回は商品を使用しているので支払いをするつもりだが、未成年なので取り消しができる場合もあるのか。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する
全国共通の3桁の電話番号です。

アドバイス

- ①買い物時にお金がなくとも、先に商品を手に入れ、後からコンビニなどで代金を支払うコンビニ後払い決済は、ネット通販でよく利用されます。クレジットカードが持てない子どもでも利用できる場合があります、代金を支払えなくなるトラブルが見られます。
- ②コンビニ後払い決済を使う際は、必ず親権者などの同意を得た上で、代金を自分で支払えるかどうかを確認しましょう。
- ③ネット通販を利用する際は、契約時・解約時の条件や契約内容をよく確認することも大切です。ルールなどを家族でよく話し合っておきましょう。
- ④取り消しができる場合もありますので、困ったときには消費生活相談室にご相談ください。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238 (直)